

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

平成31年1月22日

2. 回答を行った年月日

平成31年2月19日

3. 新事業活動に係る事業の概要

猫の飼い主同士をウェブ上のシステム「nyatching」を通じてマッチングし、飼い主同士直接対面の面談を通じて信頼を構築した後に、留守中にお互いの猫のお世話をし合うサービスを提供するもの（利用者からはシステム利用料を収受する）。なお、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者を除き、営利目的でシステムを利用することはできないこととし、利用者は交通費等の実費（及び任意の謝礼）をシステム上の決済機能などを通じて受け渡しを行うことは可能だが、システム上で謝礼金額の表示や謝礼を促す表示を行うことはできない。

4. 確認の求めの内容

本事業者及び本事業の利用者（第一種動物取扱業者の登録を受けた者を除く。）が、法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業に該当するか否か。

5. 確認の求めに対する回答の内容

- ① 当該事業者が営む事業は、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養のいずれの業形態にも該当しないため、当該事業者は法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を要しない。
- ② 当該利用者（第一種動物取扱業者の登録を受けた者を除く。以下同じ。）による金銭の収受は交通費等の実費（及び任意の謝礼）であり、当該利用者による猫のお世話行為は「営利を目的とした動物の保管」に該当しないことから、当該利用者は第一種動物取扱業の登録を要しない。

注) 法第10条第1項の登録を受けていない者による猫のお世話行為は法の規制対象外であることから、当事者が以下を認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう、ウェブサイトその他適切な方法で明確に周知することが望ましい。

- ・当該利用者は、猫のお世話行為を行う際に、対価として報酬を受けることを条件にしてはならないこと。
- ・当該お世話行為は、法の動物取扱業の規制対象外であり、法で定める動物の愛護及び管理のための措置が担保されているものではないこと。